

<報道発表資料>

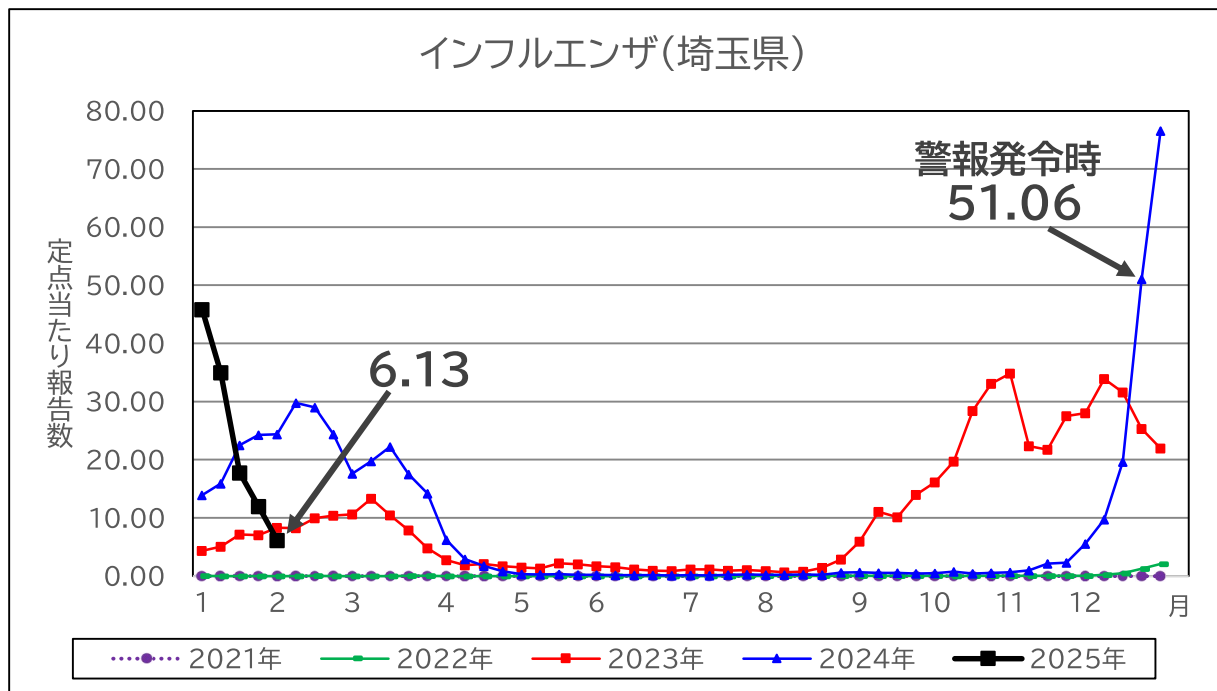
カテゴリー:お知らせ

令和7年2月5日

インフルエンザの流行警報を解除します

令和6年12月25日に発令したインフルエンザの流行警報を解除します。

なお、例年、インフルエンザはA型株の後にB型株が流行する傾向がありますので、引き続き、マスク着用等による咳エチケットやこまめな手洗い等の基本的な感染対策を心がけていただくようお願いします。



【参考】

1 感染症発生動向調査について

都道府県及び保健所設置市が定点医療機関（モニター）から感染症患者の受診状況について毎週報告を受け、流行状況を把握するものです。

インフルエンザについては、埼玉県医師会の協力を得て、261 の定点医療機関を指定しています。

2 警報の終息基準値について

現在、国立感染症研究所の示すインフルエンザの終息基準値は、1 週間の定点当たり報告数 10 となっています。

3 その他参考情報

埼玉県感染症情報センターホームページ「インフルエンザ流行情報」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/srv-flu.html>

埼玉県感染症対策課ホームページ「インフルエンザ」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/influenzakisetsu.html>

厚生労働省ホームページ「インフルエンザ Q&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleenza/QA2024.html

政府広報オンライン「インフルエンザの感染を防ぐポイント 「手洗い」 「マスク着用」 「咳（せき）エチケット」」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200909/6.html>